**一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）**

**＜複合市街地＞**

|  |
| --- |
| **＜当該行為における景観に関する考え方＞**記載欄 |

|  |  |
| --- | --- |
| **配置** | ○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。 |
| 記載欄 |
| 〇幹線道路沿いや商店街では、歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努めるとともに、隣接する建築群との関係に配慮し、通りとしての連続性を損なわないよう計画する。 |
| 記載欄 |
| ○壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周囲の街並みに配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合は、これを生かした計画とする。 |
| 記載欄 |
| **高さ・**  **規模** | 〇周辺からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○幹線道路沿道では、沿道建築物等によるスカイラインとの調和を図る。 |
| 記載欄 |
| ○建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。 |
| 記載欄 |
| **形態・**  **意匠・**  **色彩** | ○建築物単体だけでなく、街路樹などのみどりや周辺の建築物、景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○色彩は、「色彩基準」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、周辺との調和に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○外壁は、周辺の景観との調和に配慮した素材を活用する。 |
| 記載欄 |
| 〇坂道や緑道等となっている河川沿いなど、地形の変化がある場所では、その変化を建築物等のデザインに生かすよう工夫する。 |
| 記載欄 |
| 〇附帯する建築設備等は、設置場所や目隠しなどの工夫により、周囲からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| 〇都電沿いでは、開口部や建築設備等の位置、デザインなど、車窓からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| **公開**  **空地・**  **外構・**  **緑化等** | ○外構計画は、隣接する敷地や道路など周囲の街並みとの調和に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○幹線道路の街路樹など周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。 |
| 記載欄 |
| ○緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。 |
| 記載欄 |
| 〇駐車場・駐輪場を設置する場合は、緑化の工夫により、道路や隣地からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○照明は、夜間の景観や周囲の環境に配慮する。 |
| 記載欄 |

|  |
| --- |
| **<上記以外で特に景観に配慮した事項＞**記載欄 |